

2005年11月9日

東京都特別区長会  
会長 高橋 久二様

## 東京都の「平成17年度施策の見直し」に関する要請書

東京都学童保育連絡協議会  
会長 宇



日頃より、学童保育事業の充実にご尽力いただき、心より感謝いたします。

学童保育は小学校低学年の子どもを持つ、共働き・母子・父子家庭等にとってなくてはならない場として生まれ、発展してきました。国においてもその必要性が認められ、児童福祉法と社会福祉法に位置づけられ、また「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」などでは、「子育て支援事業」として、今後さらに充実・発展させることが必要な事業として盛り込まれました。

このような中で、東京都は特別区に対して「平成17年度 施策の見直しについて」を提案しています。この提案では東京都独自の加算事業である「学童クラブ運営費補助」が17年度で終了することになっています。

ご承知のように公立の学童保育は、都区財政調整制度の中に算定されています。特別区でこの補助を受けているのは、民設民営の学童保育だけです。この補助金が削減されることになると、民設民営の学童保育の運営はますます厳しくなっていきます。また、該当する区が、民設学童保育に今年度と同じように補助をする場合、区の持ち出しが増えることとなります。是非ともこの補助を18年度以降も続けるように東京都に働きかけてください。

また、市町村の補助金が、「少子化対策交付金（仮称）」として提案されていることから、私たちは都区財政調整制度の算定項目が見直しされるのではないかと危惧しております。もし、算定項目から学童保育がはずされるようなことがあった場合、各区で実施されている学童保育事業の位置づけや内容に大きな格差を生み出すばかりか、学童保育の事業内容の低下につながるのではないかと心配しているところです。

特別区の学童保育事業がますます充実し、子育て支援施策の大きな一翼を担うことを願って、下記のことを要請いたします。

### 記

#### 要望項目

1. 東京都の独自加算である「学童クラブ運営費補助」を来年度以降も引き続き予算化することを東京都に対して要請してください。
2. 都区財政調整制度の需要額の算定項目から学童保育事業をはずさないこと。また、今後も児童館を含めた常勤指導員の算定額を維持することを財調協議で東京都に要請してください。

以上

#### 連絡先

〒170-0005 豊島区南大塚3-37-10  
東京都学童保育連絡協議会  
担当者 岸野 悦朗  
電話 03-5951-2789  
FAX 03-5951-2795